

東京アクアシンフォニー実行委員会 財務規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第15条まで (現行のとおり)</p> <p>第16条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第14条の定めによらず<u>随意契約により契約を締結することができる。なお、随意契約を締結する場合は、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。</u></p> <p>(1) 及び (2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 予定価格が以下に掲げるものに該当する場合</p> <p>(ア) 予定価格 <u>300</u> 万円未満の物品の買入れの契約</p> <p>(イ) 予定価格 <u>200</u> 万円未満の印刷物の制作の請負契約</p> <p>(ウ) 予定価格 <u>200</u> 万円未満の委託契約</p> <p>(エ) 予定価格 <u>150</u> 万円未満の物件等の借入れ</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p><u>2 次の各号の一に該当するときは、前項の定めによらず、競争させることなく特定の二者と契約を締結することができる。</u></p> <p>(1) <u>特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない契約</u></p> <p>(2) <u>官公庁との契約</u></p> <p>(3) <u>予定価格が 100 万円以下の契約</u></p> <p>(4) <u>前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認める契約</u></p> <p>3 <u>前項により特定の二者と契約を締結する場合、前項第3号による契約を除き、事務局長は特定の二者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受</u></p>	<p>第1条から第15条まで (略)</p> <p>第16条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第14条の定めによらず<u>特定の二者と随意契約を締結することができる。</u></p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 予定価格が以下に掲げるものに該当する場合</p> <p>(ア) 予定価格 <u>160</u> 万円未満の物品の買入れの契約</p> <p>(イ) 予定価格 <u>100</u> 万円未満の印刷物の制作の請負契約</p> <p>(ウ) 予定価格 <u>100</u> 万円未満の委託契約</p> <p>(エ) 予定価格 <u>80</u> 万円未満の物件等の借入れ</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 前項第3号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 50 万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項各号により特定の二者と契約を締結する場合、前項但書による契約を除き、事務局長は特定の二者と契約する理由を明示して実行委員会の承認</u></p>

けなければならない。なお、前項第3号により契約を締結する場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の一者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

(契約書の作成等)

第17条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) (現行のとおり)

(2) 契約金額 150 万円未満の契約

(3) 及び (4) (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

第18条 (現行のとおり)

第19条 (現行のとおり)

2 会計年度終了前に実行委員会が解散する場合には、前項の承認を解散前の実行委員会の会議で行うものとする。

第20条から第22条まで (現行のとおり)

附則

この規程は、令和7年9月12日から施行する

附則

この規程は、令和8年2月12日から施行する

附則

この規程は、令和8年2月13日から施行する

附則

この規程は、令和8年 月 日から施行する

を受けなければならない。なお、前項但書により契約を締結する場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の1者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

(契約書の作成等)

第17条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 契約金額 100 万円未満の契約

(3) 及び (4) (略)

3 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

2 会計年度終了前に実行委員会が解散する場合には、前項の承認を解散前の委員会で行うものとする。

第20条から第22条まで (略)

附則

この規程は、令和7年9月12日から施行する

附則

この規程は、令和8年2月12日から施行する

附則

この規程は、令和8年2月13日から施行する

## 別表

## 【別表 勘定科目】

(収入の部)

大科目	内容
負担金収入	東京都からの負担金収入
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金収入
雑収入	その他の収入
前年度繰越金	前年度繰越金

(支出の部)

大科目	中科目	内容
事業運営費	委託料	事業運営に係る委託経費
	雑支出	その他の支出
事務局運営費	会議費	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	事務運営に係る消耗品の経費
	役員費	振込み手数料、保険料、その他の経費
	報償費	謝礼金等
	法人税、住民税 及び事業税	法人税、住民税及び事業税
	雑支出	その他の支出

別記第1号様式(第11条関係)から別記第5号様式(第21条関係)まで  
(現行のとおり)

## 別表

## 【別表 勘定科目】

(収入の部)

大科目	内容
負担金収入	東京都からの負担金収入
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金収入
雑収入	その他の収入
(新設)	(新設)

(支出の部)

大科目	中科目	内容
事業運営費	委託料	事業運営に係る委託経費
	雑支出	その他の支出
事務局運営費	会議費	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	事務運営に係る消耗品の経費
	役員費	振込み手数料、保険料、その他の経費
	報償費	謝礼金等
	法人税、住民税 及び事業税	法人税、住民税及び事業税
	雑支出	その他の支出

別記第1号様式(第11条関係)から別記第5号様式(第21条関係)まで  
(略)